

事 務 連 絡

令和2年3月23日

海外特別研究員事業 令和2年度採用者各位

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部海外派遣事業課

新型コロナウイルス感染症の蔓延に係る海外特別研究員採用者への特例措置について（通知）

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、採用者本人の責によらず渡航を延期等せざるを得ない場合、同実施要項及び『日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引（令和元年10月）』（以下「手引」という。）の取扱いの特例として、一定の条件を満たす採用者に限り日本国内で研究を開始するために必要な措置を講じることとしました。

については下記をよく確認の上、当該措置の適用を希望する場合は、別添希望調書に必要事項を記入し、その電子媒体を所定の締切までに本件担当宛メールでお送りください。

記

1. 対象者

令和2年度（2020年度）海外特別研究員事業（RRA含む）の採用者のうち、別紙に定める条件を満たす者であって、本事業による金銭的支援及び手引3ページ「(2) 他からの資金援助」において例外的に受給を認めている②～⑧の資金を除く収入源を持たない者

（「①資格（I）に該当する者が我が国の所属機関から受ける給与」を受給している者を除く）

2. 特例措置の概要

別紙参照

（本件担当）

（独）日本学術振興会人材育成事業部海外派遣事業課
海外特別研究員事業担当

TEL：03-3263-0189

E-mail：kaitoku@jsps.go.jp

新型コロナウイルス感染症の蔓延に係る海外特別研究員採用者への特例措置について

1. 目的

独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）は、海外特別研究員及び海外特別研究員－RRA 採用者（以下「採用者」という。）が、新型コロナウイルス感染症の影響により本人の責によらず渡航を延期等せざるを得ない場合、採用者としての研究の一定程度を日本国内で行うために必要な支援を行います。

なお、本特例措置は、同事業実施要項及び『日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び手続きの手引（令和元年10月）』（以下「手引」という。）の取扱いの特例として実施するものであり、以下に記載のない事項はすべて手引に基づき実施します。

2. 対象者

次のいずれかに該当する者のうち、海外特別研究員事業による金銭的支援及び手引3ページ「(2) 他からの資金援助」において例外的に受給を認めている②～⑧の資金を除く収入源を持たない等のやむを得ない事情がある者を対象とします。「①資格（I）に該当する者が我が国の所属機関から受ける給与」を受給する者は対象外とします。

- 一 派遣先の国・地域の公的機関の通達等により、当該国・地域への入国を拒否されたあるいは当該国・地域からの退避を求められた採用者で、渡航延期あるいは派遣開始の延期又は再渡航が不可能である等の理由により日本に滞在せざるを得ない者
- 二 派遣先機関の通達等により、当該機関における研究実施が困難になった採用者で、渡航延期あるいは派遣開始の延期又は再渡航が不可能である等の理由により日本に滞在せざるを得ない者
- 三 その他理事長が緊急かつやむを得ないと認めた採用者

3. 日本国内で研究を行うことができる期間

振興会、採用者及び派遣先の受入研究者が合意した日から最長6か月間までとします。派遣先国・地域及び派遣先機関の状況に応じて延長を可能とし、その期間は合計で1年を超えないこととします（詳細は追って連絡します）。ただし採用者は、派遣先において受入環境が整い次第速やかに渡航するよう努めなければなりません。

なお、令和2年度中に海外渡航を開始することとし、海外特別研究員の採用期間は、日本国内での研究期間を含めた2年間とします。

4. 滞在費・研究活動費の支給

日本での研究期間に係る滞在費・研究活動費として、振興会から日額13,000円を受給することができます。ただし、その支給期間は、最長で6か月とし、日本国内での研究開始日から起算して30日を超える場合は、その超える日数について日額の9割に相当する額、60日を超える場合は、その超える日数について日額の8割に相当する額を支給します。

5. 留意事項

措置内容は、状況に応じて変更や期間延長の可能性があります。その場合は随時通知します。

また、本特例措置の適用期間中も、海外特別研究員の遵守事項等に違反した場合は、採用取消や採用期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返還要求を行います。